

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	産業立地・IT振興課	整理番号	2-1
処分の種類	承認地域経済牽引事業計画の取消			
根拠法令条例等 ・条項	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 14 条第 2 項			
処分の概要	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 14 条第 2 項に基づく承認地域経済牽引事業計画の取消			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 14 条第 2 項】</p> <p>2 都道府県知事は、承認地域経済牽引事業者が前条第四項又は第七項の承認に係る地域経済牽引事業計画（前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従って地域経済牽引事業を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			